

国立国会図書館総合目録ネットワーク参加規定

平成 10 年 3 月 30 日	国図企第 15 号
改正：平成 13 年 3 月 14 日	国図協第 50 号
平成 14 年 4 月 1 日	国図関西第 11 号
平成 16 年 3 月 31 日	国図関西第 117 号
平成 20 年 2 月 1 日	国図関西 080128001 号
平成 24 年 1 月 6 日	国図関西 1201047 号
令和 4 年 5 月 24 日	国図関西 2204284 号
令和 5 年 11 月 2 日	国図関西 2310206 号

国立国会図書館総合目録ネットワーク（以下「総合目録ネットワーク」という。）は、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 21 条の規定に基づく日本の図書館資料資源に関する総合目録の作成を円滑に進めることにより、国内の公共図書館における図書館資料資源の共有化、標準化及びその効率的利用を促進し、併せて公共図書館間の県域を越える全国的な図書館相互貸借等を支援することを主たる目的とする。

（参加資格）

- 1 総合目録ネットワークに参加することのできる図書館は、次の各号に掲げる図書館のうち、国立国会図書館資料利用規則（令和 4 年国立国会図書館規則第 1 号）第 14 条に規定する登録図書館等として識別番号及び暗証番号の交付を受けたものとする。
 - （1）都道府県立図書館
 - （2）政令指定都市立図書館
 - （3）市区町村立図書館
 - （4）その他国立国会図書館長（以下「館長」という。）が総合目録ネットワーク事業の遂行上特に必要があると認める図書館

（参加の手続）

- 2 総合目録ネットワークに参加しようとする図書館は、総合目録ネットワーク参加申請書（別紙様式第 1）（電磁的記録を含む。）により館長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認は、総合目録ネットワーク参加承認書（別紙様式第 2）（電磁的記録を含む。）を交付することによって行う。

（総合目録データベースの作成）

- 4 国立国会図書館は、国立国会図書館サーチ（以下「NDL サーチ」という。）に、

参加館から収集した書誌データ及び所在データ（以下「書誌データ等」という。）を統合する。

- 5 参加館から収集する書誌データの仕様は、Dublin Core を拡張定義した「DC-NDL」とし、参加館が書誌データを当館に送付するに当たっては、常にその最新のものを使用することとする。ただし、当面の間、従来の「総合目録共通フォーマット」にも対応するものとする。
- 6 書誌データ等を提供する参加館は、原則として一定の頻度で書誌データ等を当館に送付し、又は当館による自動収集に対応するものとする。

（総合目録データベースの権利）

- 7 NDL サーチに係る編集著作権及び国立国会図書館の書誌データに係る権利は、国立国会図書館に帰属する。

（サービスの内容）

- 8 国立国会図書館は、NDL サーチを通して、参加館に対し次の各号に掲げるサービス（以下「総合目録サービス」という。）を提供する。なお、相互貸借支援サービスの利用に当たっては、登録図書館等の識別番号及び暗証番号を用いるものとする。
 - （1） 検索サービス
 - （2） 相互貸借支援サービス

（総合目録サービスの利用）

- 9 総合目録サービスの利用時間は、NDL サーチの稼働時間に準ずるものとする。
- 10 国立国会図書館及び参加館は、本システム及びネットワークに関するセキュリティ情報（システム構成、アドレス及びネットワーク情報等）について適切に管理し、本システムの関係者以外にみだりに開示しない等の守秘義務を有する。

（利用の制限）

- 11 参加館は、総合目録サービスの利用に当たり、次の行為を行ってはならない。
 - （1） 参加館の職員以外の第三者による利用
 - （2） 総合目録ネットワークの目的に反し、又は法令に違反する行為
 - （3） その他セキュリティの観点から問題があると当館が認める利用
- 12 参加館は、総合目録サービスにより提供される書誌データ等の利用に当たり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 商用目的での利用
- (2) 第三者への転許諾、貸与又は譲渡

(承認の取消し)

1 3 館長は、参加館がこの規定に違反したときは、第3項の承認を取り消すことができる。

(脱退)

1 4 参加館は、総合目録ネットワークから脱退しようとするときは、総合目録ネットワーク脱退届(別紙様式第3)(電磁的記録を含む。)により館長に届け出なければならない。参加館が廃止される時も、同様とする。

(書誌データ等の取扱い)

1 5 館長は、第13項の規定により参加館の参加承認を取り消し、又は前項の規定による脱退届を受理したときには、当該参加館から提供を受けた書誌データ等の取扱いについて当該参加館と協議するものとする。

1 6 館長は、総合目録サービスを提供するシステムを更新するときは、参加館から提供を受けた書誌データ等を移行し、総合目録サービスを継続するものとする。

(規定の変更)

1 7 館長は、この規定を参加館の承諾を得ることなく変更することができる。この場合において、館長は、参加館に対して通知するものとする。

(様式第1)

年 月 日

国立国会図書館総合目録ネットワーク参加申請書

国立国会図書館長 殿

申請機関名

申請機関代表者名

貴館の実施する総合目録ネットワークに参加を希望し、下記のとおり申請します。
総合目録ネットワークの利用に当たっては、「国立国会図書館総合目録ネットワーク参加規定」の各条項を遵守します。

記

登録利用者 ID

図書館名

図書館名よみ

館長名

所在地 (郵便番号: —)

電話番号

FAX番号

電子メール

(様式第2)

国図関西 号
年 月 日

申請機関名
申請機関代表者名 殿

国立国会図書館長
(公印省略)

国立国会図書館総合目録ネットワーク参加承認書

下記の図書館を、国立国会図書館総合目録ネットワーク参加館として承認いたします。

記

図書館名

(様式第3)

年 月 日

国立国会図書館総合目録ネットワーク脱退届

国立国会図書館長 殿

申請機関名

申請機関代表者名

下記の図書館について、国立国会図書館総合目録ネットワーク参加規定第14項に基づき、貴ネットワークを脱退したいので届け出ます。

記

登録利用者 ID

図書館名

館長名

所在地

電話番号

FAX番号

電子メール